

西東京市空き家バンクの創設について

市内の空き家の流通促進と建物等の継続利用による空き家の発生予防を図り、市民の皆様の良好な住環境の維持・向上を図るため、空き家を所有されている方と空き家の利活用を希望される方とを繋ぐ仕組みとして、関係団体との連携・協力の下、空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を創設し、運営を開始します。

1 制度概要

(1) 創設・運営開始日

令和4年12月1日（木）から

(2) 物件登録や利用申請の受付窓口

【受付窓口】西東京市役所保谷東分庁舎2階 まちづくり部住宅課

【受付時間】平日 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 空き家に関する相談窓口

【運営】NPO法人 空家・空地管理センター

【受付時間】午前9時00分から午後5時00分まで

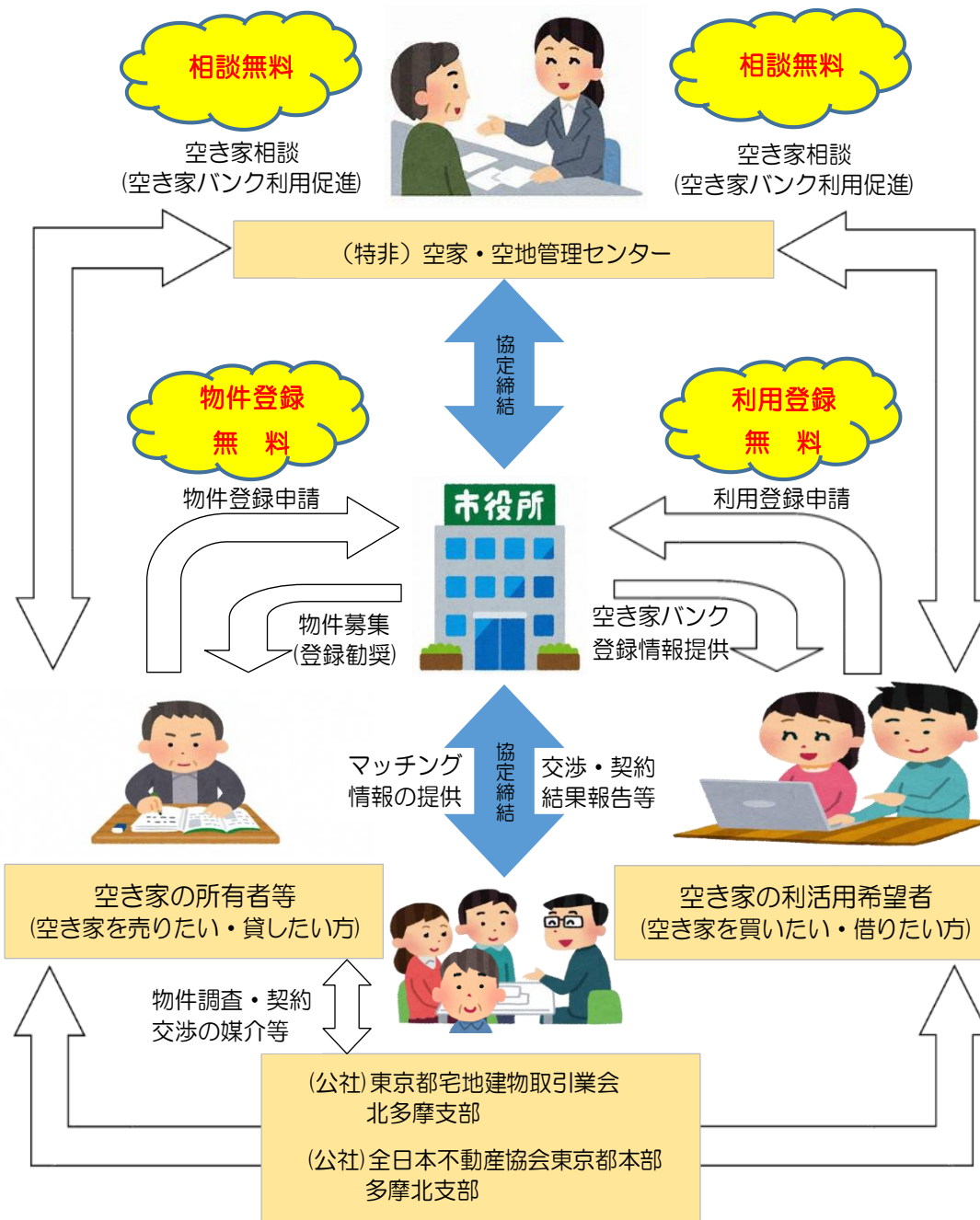
年中無休（ゴールデンウィーク/年末年始を除く）

(4) 空き家バンク登録物件情報の公開場所

- ・市ホームページ
- ・田無庁舎5階 情報公開コーナー
- ・保谷東分庁舎2階 まちづくり部住宅課窓口

※上記のほか、「全国版空き家バンク・空き地バンク」等でも公開

2 【図：一般的なご利用のイメージ】



【交渉・契約（媒介等）】

※売買・賃貸借等の契約に至った場合のみ、媒介等業者に対し、宅地建物取引業法で定める範囲内の報酬（手数料）をお支払い頂くことになります。